



平成 27 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ジ タ ル ガ レ ー ジ
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 グ ル ー プ C E O 林 郁
 (J A S D A Q ・ コ ー ド 4 8 1 9)
 (U R L <http://www.garage.co.jp/>)
 問 い 合 せ 先 取 締 役 コ ー ポ レ ー ト ス ト ラ テ ジ ー 本 部 管 掌
 曾 田 誠
 T E L 0 3 - 6 3 6 7 - 1 1 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年9月18日開催予定の第20回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員¹の範囲が変更されたことから、これに対応するため、所要の変更を行うものであります。なお、第30条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 < 条文省略 ></p> <p>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 31 条～第 38 条 < 条文省略 ></p> <p>(監査役²の責任免除)</p> <p>第 39 条 < 条文省略 ></p> <p>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 < 現行どおり ></p> <p>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 31 条～第 38 条 < 現行どおり ></p> <p>(監査役²の責任免除)</p> <p>第 39 条 < 現行どおり ></p> <p>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 変更の日程

平成 27 年 9 月 18 日 定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 9 月 18 日 定款変更の効力発生日

以上